

# 福島原発事故にかかわる不安の継続 —放射能汚染問題の歴史との関連性—

藤 川 賢

## 1 避難指示解除と継続する地域の課題

政府は2015年6月、居住制限区域などの避難指示を2017年3月までに解除する方針を決めた。ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告では一般公衆の年間線量限度は1mSvとされているが、ICRPの勧告で放射線作業従事者の線量限度に相当する年間20mSvを下回れば居住可能という前提に立った区域再編の結果である。原発事故から5年ほどたって放射線量の自然減少も一定レベルに達し、今後の減少には時間がかかる<sup>(1)</sup>。除染の効果にも限りがあり、中間処理施設の計画が滞っているため除染後の汚染土壌の行き場もない。その中で、ある意味で見切り発車ともいうべき方針である。解除された自治体では、小中学校の将来的な存続さえ危ぶまれる状況の中、破壊された生活基盤をどうしていくのか、誰が再建を担うのか、政府などによる支援がどれだけあるのか、多くの不明事項を抱えながら多難な前途に立ち向かうことになる。

船橋晴俊は2013年に、原発事故後の政府の「制御能力の不足」のしわ寄せによって自治体と個人が相互にけん制しあうような閉塞が生じていると指摘した。

「個人としての選択肢の閉塞と自治体としての選択肢の閉塞は、相互規定的である。各個人からみれば、地域の将来がどうなるのかについて、はっきりした展望が見えないことが、生活設計を描けないことの規定要因になっている。

…他方、そのように住民の態度が不確定であることが、『帰還』をめぐる住民の志向に分裂があることと並んで、自治体としての長期的政策の形成を困難にしている要因となっている。」(船橋 2013:353)

その後、この閉塞感は増しているにもかかわらず、誰がどう決定したのか責任もあいまいなまま福島県内で自主避難への応急住宅支援が打ち切られ(日野 2016:181-183)、次いで避難指示解除方針が決まる。これまでも意志を決められなかった人たちの選択肢はどんどん狭められている。

筆者らはこうした避難地域の課題と取り組みについて調査してきた<sup>(2)</sup>。それについては最近報告したこともあり(藤川 2016、藤川ほか近刊)、本稿では、福島の各地域に関する記述は控え、日本が歴史的に経験してきた放射能汚染問題とのかかわりを含めて、不安をめぐる共感と分断の関係について考察していきたい。

以下、2節で福島と避難をめぐる現状について簡単に触れた後、3節では放射能汚染のリスクと不安について過去の事例を参照しながら見ていく。広島・長崎以来、日本はいくつかの放射能汚染問題を経験し、そのリスクについては一定の共通認識を持っている。だが、その感じ方に個人差があるだけでなく、同じようにリスクや不安を持つからこそ、わずかな立場の違いが分断や差別を引き起こすこともあった。それ

をふり返りつつ、原発事故被害者の協力がいかに可能なかを考えてみたい。

それを受けて4節では原発事故をリスクとは別の視点から見る意味に触れる。リスクだけを取り出して評価しようとする、わずかな差異が議論の焦点になってしまうこともあるし、経済的評価などとの関係で議論の方向性がずれることもある。それにたいして、たとえば環境正義などの視点が共通の問題意識の枠組みになる可能性はあるのか。今後の検討に向けた整理を試みる。

## 2 原発事故被害地域の現状と課題

### 2-1 人口の動向

2015年秋に実施された国勢調査の速報によると、福島県の人口は191万3,606人になり、2010年から11万5,458人減少した。これは福島県にとって戦後最大の減少で、5.7%の減少率は秋田県に次いで全国2番目に高い。東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県(2010年から5万333人、3.7%減少)や宮城県(1万3,950人、0.6%減少)と比べても、原発事故の影響が明らかである。福島県によると2015年10月時点の県外避難者は4万4,094人であるから<sup>(3)</sup>、その人たちがすべて帰ってくるとしても7万人ほどが流出したことになる。

市町村別にみると、避難指示が続く自治体でほとんど人口ゼロになっているのは当然として、帰還が始まっている檜葉町、川内村、広野町でも大きく減少している(表1)。他方、これらの避難者などが流入していると言われたいわき市の人口増加はそれほど目立っていない(表2)。なお、表2中にある西郷村は福島県中通りの最南部に位置し、白河駅から新幹線で首都圏への通勤も可能な地域であり、この人口増は原発避難とはあまり関係がない。

2012年3月に役場を戻し避難指示も解除した

表1 東北地方の人口減少率上位自治体  
(2010-2015年国勢調査)

市町村	県	減少率 (%)	2010年人口(人)	2015年人口(人)
富岡町	福島	100.0	16,001	0
大熊町	福島	100.0	11,515	0
双葉町	福島	100.0	6,932	0
浪江町	福島	100.0	20,905	0
飯舘村	福島	99.3	6,209	41
葛尾村	福島	98.8	1,531	18
檜葉町	福島	87.3	7,700	976
女川町	宮城	37.0	10,051	6,334
南三陸町	宮城	29.0	17,429	12,375
川内村	福島	28.3	2,820	2,021
山元町	宮城	26.3	16,704	12,314
大槌町	岩手	23.2	15,276	11,732
広野町	福島	20.2	5,418	4,323
風間浦村	青森	19.7	2,463	1,977
南相馬市	福島	18.5	70,878	57,733

表2 東北地方の人口増加率上位自治体  
(2010-2015年国勢調査)

市町村	県	増加率 (%)	2010年人口(人)	2015年人口(人)
大和町	宮城	13.5	24,894	28,252
富谷町	宮城	9.7	47,042	51,592
大衡村	宮城	7.0	5,334	5,705
利府町	宮城	5.6	33,994	35,881
名取市	宮城	4.9	73,134	76,719
仙台市	宮城	3.5	1,045,986	1,082,185
東根市	山形	3.1	46,414	47,865
滝沢市	岩手	3.0	53,857	55,487
西郷村	福島	2.8	19,767	20,328
いわき市	福島	2.1	342,249	349,344

広野町は、隣接するいわき市への通勤通学も可能で、公表される放射線量もそれほど高くはない。だが、除染が進まない森林の放射能などへの不安も残り、医療機関・商業施設などの生活基盤も破壊されているため、2016年5月時点でも町内在住者2,723人、避難者2,383人と半数近

くがまだ避難中である<sup>(4)</sup>。住民が戻らないから商業施設などを再開できない、こうした不便があるから住民が戻れないという、船橋(2013)が指摘した相互規定性をここにもみることができ。同時に、海岸に並行してJR常磐線・国道6号線・常磐高速道路が走り、相互交流が盛んだった相双地域に巨大な空白地帯ができてしまい、交通面で便利の良い場所だった広野町が辺縁部になり、また、原発事故対応の前線部になったという変化の影響もある。

2012年1月に帰村宣言をし、役場を戻した川内村は、同じ2016年5月時点で在住人口が1,781人、避難者972人と、広野町や楢葉町に比べると帰還が進んでいる<sup>(5)</sup>。とはいっても、小中学校の児童・生徒数は震災前の約3分の1に減ったまま、なかなか戻らない。一気に高齢化が進んだことによる地域維持の課題は、自然の恵みへの打撃とともに、これから重くのしかかってくる(除本・渡辺編2015)。

## 2-2 農業などへの影響

原発事故の収束ができず汚染水流出などの不安が続く福島県では、水産業の再生はまだ試験的な段階にとどまっている。他方、農業生産については、県全体の収穫量が震災前の水準に戻りつつある。だが、農産物価格は、品目にもよるが震災前に比べて2割ほど低い状態が続く。

「風評被害の影響もあり本県産農作物価格が全国比較の中で震災前の水準に戻っていない品目もみられる。本県を代表する農産物『もも』の東京中央卸売市場における価格(kg/平均価格)をみると2010年の439円(全国比△44円)から2014年には358円(同△111円)となっており、相対的価格が低下したままである。」(『福島の進路』2015年3月p.11)

2016年6～8月の価格は、394円/kgであり、全国平均513円/kgより119円低い<sup>(6)</sup>。半値にま

で下がった2011年からは回復しているものの、8割程度でとどまっているのが現状である。とくに果実や牛肉など産地がブランド化しているものに影響が出ている。

避難指示対象地域の状況はさらに苦しい。帰村開始が早く、比較的線量が低い川内村でも営農が再開されているのは半分程度である。避難中の農地や農機具の荒廃、家族数減少による人手不足などの理由のほか、近くに山林がある農地では雨が降るたびに汚染が流れ込む不安もある。また、販路や価格についての厳しさも他の市町村より大きい。そのため、米の一部を家畜の飼料米にまわす動きもある。飼料米には補助金が出るので一定の収益は確保できるが、品質は問われず、減反の一種とも言える。せっかく美味しいという評判をあげてきた川内村の米がその実績を取り戻すには相当の時間がかかることが予想される。村では野菜工場を新設し、各農家もハウス栽培や花き栽培を増やすなど、放射能や風評被害の影響を受けにくくする努力を行っているとはいえ、今後も原発事故の影響からは逃れられない。農産物の線量は大きく下がったものの、川内村の魅力を支える重要な柱であった山の恵み、山菜、キノコなどからは今でも基準値を超える放射線が検出されることがある。村本来の姿を取り戻すには相当の年月がかかるのである。この間にも人口減少や高齢化が続くとすれば、国や東電の責任を含めて将来に向けた体制作りが必要になってくるだろう。

ほかで触れたのでくり返さないが、飯舘村などこれから避難指示が解除される地域の農業再生はさらに厳しく、村の景観そのものが大きく変わっていくかもしれない。

## 2-3 避難支援の打ち切りと今後

放射線量のほか、生活基盤となるコミュニティ機能、農業を含めた産業の再生、学校・教

育機関の将来など、多くの不確定要素を残したまま2017年3月に居住制限地域の避難指示が解除される。一年後には避難にともなう精神的賠償も打ち切りになる予定である。他方、東電は避難地域から都市部に転居する際の地価差額について、一定の条件内で認める方針を2014年に示した<sup>(7)</sup>。ただし、避難地域内に不動産を所有していたこと、避難先で新たな住宅を取得することが原則となる。高齢で相続などについて考えたい、いつ転居(帰還を含む)するかわからない、経済的な余裕がない、などの理由で新居を購入できない人にも同等の差額補償を認めるようにという要求が、複数のADRや訴訟などを通じて出されている。

他方、避難指示区域の外側に設定された「自主的避難等対象区域」については、避難先について家賃を含めた住宅支援がなされているが、これも2017年3月で打ち切られる予定になっている。それにたいしては各地で延長を求める声があがっており、山形県などがそうした請願を議会で採択している。受け入れ先の自治体や公営住宅管理者(公団や国など)による姿勢の違いもあり、どのように決着するか2016年夏時点では分かっていない。

やや乱暴にこの状況を整理すると、次のようになる。第一に、国の基本方針は2017年3月で「帰る人・地域」と「帰らない人・地域」を分けて、いずれにしても原発避難問題を決着させることを軸にしている。第二に、すでに半数以上の避難者がそれに合わせて進路を明確にしたとみられるが、迷っている人も多い。とくに、帰還困難区域ではないが線量が比較的高い地域(福島県外のいわゆるホットスポットを含めて)など、これまでも住民の判断が比較的多様だったところにその傾向がみられる。多くの人には判断できても、高齢・病気・子どもなどの事情を抱えた個人・家族や経済的事情のある個人・

家族にとっては深刻な事例もある。過疎化、高齢化が急に進んだ自治体も厳しい選択を迫られることになる。第三に、こうした人たちが相互に分断されている。ADRなどでも個人的事情にたいしては一定の賠償が認められるものの、浪江町集団ADRで東電が和解案受け入れを拒否し続けているように、一律の対応がなされない。結果として、立場や発言力の弱い人ほど困窮する傾向が強まる。

放射能汚染をどう評価し、どのように対応するか、原発事故の直後にも大きな課題になったが、選択の渦中にいる人たちは、再びこの問題に向かわなければならないことになる。ただし、状況は2011年ごろと異なり、同じ悩みを抱える人は少なく、避難先などでの関心や支援も冷めている。今も放射能汚染問題に悩む人たちがその不安を通じて分断を乗り越えることができるか、周囲の共感を得ることができるかは、今後を左右する一つのポイントになると思われる。

### 3 不安をめぐる動き

#### 3-1 共通項目としての不安

住宅支援の打ち切りなどによって原発避難者が消されようとしている状況を『原発棄民』と呼んだ日野行介(2016)は、自主避難者の「私たちって本当に少数派なのでしょうか」という疑問で、その著書を結んでいる(日野 2016:228)。福島市の中でもかなり線量が高い地域から東京に母子避難したこの女性は、東京の避難先で「偏った考えの、頭がおかしい人だって思われている」と感じて郊外に引っ越した経験がある。その際に自分が少数派だと自覚した。だが、自分たちが自主避難したのは、たまたま持ち家がなくて少し貯金があったからにすぎず、「今だって避難したい人はいる」。だとしたら自分は本当に少数派なのだろうかという疑問である。

この疑問が示すように、どういう条件なら大

丈夫だと思うか、どれくらい強い不安か、その不安にどのように対応するか、などの違いは大きいとしても、原発事故による放射能への不安は多くの人を感じた。とくに事故の影響が数字上も明確だった地域や、子育て中の人たちの間には共通の不安がある<sup>(8)</sup>。これは、福島県にかぎったことではなく、清水奈名子(2016)は、福島県中通りと同程度の土壤中セシウム汚染と推定される栃木県北部の乳幼児保護者を対象とする調査で、「原発事故後の子育てに関して心配なことがある」と答える人がかなり多いことを指摘している(清水2016:811)<sup>(9)</sup>。

実際に避難するかどうかは、この不安への対処行動としてきわめて大きな違いのように見えるが、避難がすべての不安を解消するわけではない。勤めのある夫を郡山市に残して関西に母子避難した森松明希子氏は、当時のことを次のように書く。

「一人で二人の子どもの全責任を背負った気分になり、この家族バラバラの母子避難という形が子どもたちの心にどんな影響を与えるのだろうか、と不安で不安でたまりませんでした。」(森松 2013:43)

親として判断すべきことは、避難するかどうかだけではなく、避難からの帰宅、県外保養への参加、福島県内での転居、屋外活動や食事による線量管理、等々多岐にわたり、どれが最良の選択なのかははっきりしなければ不安は付きまとうのである。

したがって、不安は継続する。福島県中通りの子どもとその保護者を対象とする調査を継続させてきた成元哲(2015:19)は、「地元産の食材をあまり使わない」などの日常生活の変化が2年たつとかなりの割合で元に戻るのにたいして、「放射能の健康影響についての不安が大きい」という回答は事故直後の95.2%だったものが2年後も79.5%と高いままであるという調査

結果を示す(同上:42-43)。そこで指摘されることの一つは、不確実な情報のもとで、リスク対処と不安が連鎖的に膨らむなどのメカニズムであり、あきらめと不安との関係である。

「情報内容の矛盾や情報発信主体に対する不信は、不的確な対処行動の原因となり、これを解消することは容易ではない。また、苦痛を伴う不安やストレスに加えて、あきらめの感情を生んでいる。福島が忘れられていく不安、もっと知ってほしいという要望、関心が薄れることによって今後サポートしてもらえなくなるのではないかという危惧へつながっている。」(同上 2015:251)

継続する不安はあきらめにつながりやすいのだが、あきらめによって不安が消えるのかどうかは別の課題だということになる。これは、日本が経験してきた他の放射能汚染問題にも共通している。

### 3-2 過去の放射能汚染問題における「不安」の継続

広島・長崎の歴史は、放射能汚染をめぐる不安が長く消えないことを示す先例である。1985年から翌年にかけて被団協が全国の原爆生存者(手帳保有者)を対象に行った調査結果では、「あなたにとって、被爆したために、つらかったことはどんなことですか」という設問について、「自分の健康にいつも不安を抱くようになったこと」を57.3%の人が挙げ(複数回答)、「病気がちになった」「深く心の傷に残った」などを上回って第一位だった。「子供を産むことや生まれた子供の健康・将来のことに不安を抱いてきたこと」も29.1%で第四位に入っている(濱谷 2005:xx)。「つらかったこと」とは別に、「いま、被爆者であるために不安なことがありますか」という設問には、「大いに不安がある」34.1%、「すこし不安がある」41.8%と、4人に3人の割

合で〈不安〉ありと答えている(同上:136)。それについて分析した濱谷正晴は、「〈原爆〉が被爆者の心身にきざみこんだ〈不安〉は、学業、就職や結婚、仕事や家事、家庭生活や子育てといった人間として誰もが直面する人生の節目節目にとりわけ頭をもたげてくる」と同時に、それが差別と密接にかかわり、それに対する自衛として隠したり、あきらめたりという行動にもつながってきたことを指摘する(同上:162-163)。

広島・長崎の被爆者の間でガン・白血病の急増が顕著になったのは1980年代半ばであり、放射線影響研究所がその実態を公表するに至ったのは1987年だが(中川 2011[1991]:186)、被爆者たちは、そうした情報とは無関係に、自分の不調や周囲の被爆者の様子を見て不安を募らせてきたのである。普通に生活しながらも何かあると不安になる状況は、被爆から70年たった今日でも変わらない。2000年代に入ってから各地で原爆症認定訴訟が相次いで起こされているが、その原告の多くはそれまで被爆者運動の先頭に立ってきた人たちではないという。

「集団訴訟の原告は、一見すると普通に生活している、平凡な市民です。決して特別な人ではありません。今日まで『自分の病気が原爆に関係している』と思いながら、原爆症認定は申請してきませんでした。」(伊藤ほか 2006:25)

### 3-3 あきらめとの関係

広島・長崎で、60年以上たってから被爆者の名乗りを上げる人がいるという事実は、不安を抱えたまま口を閉ざしてきた人たちが数多くいたし、今もいるであろうことを推測させる。沈黙の背景には、地域全体に存在する別種の不安が分断や抑圧を生んできた経緯がある。戦後の報道規制などによって原爆の放射能による被害については隠され、被爆者は1950年代後半までまったく見捨てられていた。そこでの不安と差

別については、次のように記述される。

「実は原子爆弾の被害というものは、そんな一時的なものではなかった。原爆の影響には持続性、後遺性があったのである。残留放射能による影響はもちろんであるが、放射能は胎児に対しても影響を及ぼすことがわかり、さらにはいろいろな原爆後障害が発生するとともに、またその影響は遺伝に係る問題にまで波及して、原爆の怖さが次々と魔物のようにヴェールを脱いできた。被爆者の、このような内心の不安と恐怖感！これを非被爆者の目からみると、被爆した者にはこれからどういった事態が発生するかわからない。したがって被爆者とは、あたかも悪魔に取りつかれた者でもあるかのように思われたのである。人々のこのような見方が被爆者や被爆地を疎外させる要因となったことは否めない。」(長崎市原爆被爆対策部 1996:117)

差別との関連でいえば、原爆被害は、貧困や傷跡などを被害者にもたらただけでなく、被差別部落や在日外国人といった既存の差別を際立たせることにもつながった(山代編 1965)。そうした攻撃から身を守るためにも、立場の弱い人ほど声をあげることがはばかれたのである。その結果として、被害者は見過ごされやすくなり、被害はそれほどではなかったという言葉が強まってしまう。こうした、あきらめと外部の抑圧との関係は、原発労働者の労災などにも同様の傾向を見ることができる。

1999年に発生した東海村のJCO事故でも、周辺住民の健康被害は結局認められることがなかった。JCO工場の敷地から道を一本隔てただけの作業所で事故に遭った大泉恵子さんはその夜から下痢などの体調変化にみまわれて長くPTSDに苦しみ、夫とともに賠償請求を行ったが、10年に及ぶ裁判闘争の結果も否定的なものだった。また、事故時に工場から400mほどの

自宅にいた葛西文子さんは、その後、胎児の染色体異常を医師に指摘されて墮胎することになる。確率的に臨界事故の影響ではないと考えつつも(葛西 2003:108)、他方で事故を過去のこともできないと感じた彼女は、事故後の対応を見守っていた。だが、住民説明会などで彼女の質問に十分な答えがないまま、2000年の秋から冬にかけて、JCO事故の責任をとって操業自粛していた住友金属鉱山エネルギー環境事業部技術センターと、1997年の火災事故によって止まっていた核燃サイクル機構の再処理工場が相次いで再開する。それについて葛西さんは、次のように書いている。

「不安を持っていても、どちらの再開問題も、住民に手の届かないところで決着がついていった。悔しさは残ったが、時間に流されるように、私も現状に慣れていった。」(葛西 2003:155)

この二人のように強い影響を受けた人は少数だろうが、茨城大学地域総合研究所の調査では、東海村で約25%の人がJCO事故による精神的影響を感じ、今後「東海村で原子力事故が起きた際の身の危険」については約60%が「感じる」、約25%が「やや感じる」と答えている(齊藤 2002:144-148)。にもかかわらず、葛西氏の記述の通り、全国的にも東海村でも事故の記憶は薄まり、安全神話が再びつくられていったのである。多くの人に共通する不安は、それだけでは現状を変えるための具体的な動きになりにくいことが読み取れる。

#### 4 リスクをめぐる分断と連帯可能性

##### 4-1 リスクと不安の位置づけ

放射能汚染に関する社会的な不安は、被害者の団結・運動をもたらし、それを支えることもあれば、被害者への差別や抑圧につながることもあった。その差は、どこから生まれるのだろうか。一つの答えは、不安やリスクが同じよう

に存在したとしても、その認識には差があり、その差の側面が強調されると差別や抑圧につながるというものである。1940年代から核の脅威について論じてきたG.アンダースは、広島・長崎を経験してもなお現代人は核戦争による壊滅的な「アポカリプス(黙示録)」を想像できないことを指摘し、その傾向は強化されていると述べる。

「わたしがかつて『アポカリプス不感症』と名付けたものがあるばかりか、アポカリプスへの怠惰があるからです。そしてわたしたちの多くが、不安にならずにおれない事実や起こりかねない事態を直視することを怠り、今日に対応する不安に対して、つまり今日こそ不可欠な不安に対して不安をいだし、そうした不安に対する不安を『勇気』と詐称しているところにあります。」(アンダース 2016[2003]:103)

言うまでもなく、そこには核兵器や原子力を推進しようとする立場からの意図的な働きかけがある。そこでは兵器や戦争による被害が数字に置き換えられ、現実の苦痛や不安が消されていく。戦争の犠牲から苦しみや不安の要素を取り除こうとする姿勢は、被害者の存在そのものを否定する。1945年9月6日、マンハッタン計画の副責任者だったGHQのファーレル准将は「広島・長崎では、死ぬべきものは死んでしまい、九月上旬現在において、原爆放射能のために苦しんでいる者は皆無だ」と記者会見で述べた(高橋 2012[2008]:49)。放射線障害などによって死者が増え続けているという報道はすでに存在していたが、それらは否定され<sup>(10)</sup>、米軍占領下で原爆に関する報道は規制された。そこでは、戦争被害は犠牲者(死者)と生存者のみに二分されてしまう。長崎原爆3周年を伝える地元紙でさえ、その記事は次のようなものである。

「アトム・ナガサキは…あの日の様相はかき消されようとしている…(中略)…長崎市民は当

時の感傷をすてて雄々しく文化都市の建設に突き進んでいる。七十五年は不毛の地といわれたのも思えば当時の杞憂にしか過ぎなかった…(中略)…今日の日を迎えて平和日本実現の尊い犠牲となって、かの日散りにし四万の魂はなお我々国民に戦争が生む悲惨な姿を二度と繰り返さないように叫んでいる。](長崎日日 1948.8.9 =引用にあたり漢字表記などを一部改変)。

苦しみ続ける被害の否定は、被害者への差別と抑圧につながる。先に引用した長崎市の記録が示すように、被害者の不安と苦痛を無いものとすることで非被害者の不安を隠す一面があったと思われる。アメリカ占領が終わり、ビキニ被ばく問題が起きることによって被爆者の声は少しずつ大きくなっていくのだが、そこでもまずは平和を訴える犠牲者としての役割が期待されていた。1956年 8月10日に第二回原水爆禁止世界大会を契機として結成された「日本原水爆被害者団体協議会」(被団協)は、「新しい原子力時代」における原水爆の禁止を宣言し、決議の第一項は「原水爆の実験を禁止する国際協定を結ばせよ」であり、第二項が「被災者の援護法および健康管理制度を作らせよ」であった(長崎日日新聞 1956.8.11)<sup>(11)</sup>。

不安やリスクが被害者への抑圧につながるもう一つの側面として加害との関係がある。戦争と被爆における被害・加害は表裏一体のもので、その伝え方や認識は立場によって異なる。直野章子は、同心円的に被害者の苦しみが伝わるかのような「共感の共同体」への批判として、日本人の被爆体験は原爆投下の日から始まるが、韓国朝鮮人などの被爆体験は日米開戦以前の植民地時代などから始まることを指摘する。

「原爆被害者が『被爆地市民』から『日本人』へと同心円状につながる共同体の成員として『原水爆禁止』を訴える主体となることで、共同体の亀裂を証言する語りは『遭うたものにし

かわからん』という言葉のなかに閉じていった。なかでも朝鮮人原爆被害者は『反核・平和』の証言者として主体化されることなく、日本においても韓国においても忘却されてきた。その存在が言説上に姿を現すのは、原爆投下から二〇年以上経った後であった。『朝鮮人被爆者』が『反核・平和』の主体としてではなく、日本の植民地責任を追及する主体として立ち現れ、被爆の記憶に植民地暴力の痕跡を刻み込むことで、原爆体験に基づく共同性が幻想でしかないことを突き付けたのである。](直野 2015:128)

戦争における日本人の加害者としての一面に目を向けずに「被爆国日本」の苦しみや平和への希求だけを抜き出そうとすることは、原爆投下が早期平和をもたらしたと主張するアメリカ人と変わらず、被爆者の理解になっていない。そして、自分たちの感覚に都合の良い被爆者の声にだけ耳を傾けることは、被爆者への抑圧や差別になる。同じことは福島原発事故についても言えるだろう。多くの人は電気の利用者などとしても原発事故にかかわっており、そのかわりによって事故や放射線リスクの見え方もかわってくる。その差が強まれば分断が生まれることになる。

#### 4-2 不安の分断と原発

アンダースにならって「核アポカリプス不感症」が60年来続いていることを問題視する佐藤・田口(2016:28)は、原発維持のシステムが再生産される仕組みを論じる。その一つが、福島第一原発以後も過酷事故による壊滅的な結果を「ありえない」ことのように感じる想像力の限界であり、それをどう乗り越えるかを問うのである。膨大な議論の結論部で両氏が強調することの一つが、現在福島に住む人たちの状況を尊重し、「現時点での脱被曝」を考えることであるが(同上:410)、この人たちが分断されてい



るためにその実現が困難なこともあわせて指摘される。たとえば、強制避難者、残留者(放射線量が高いものの避難指示区域に指定されず、住み続ける人)、自主避難者、帰還者という四つの立場に分けた時、そこには表向きの差異にもかかわらず「四つの立場を苦境に迫りやる共通の土台」が見えるという(同上:415)。

放射線リスクの評価を科学的なものとしてのみ論じようとするのも、その一つである。両氏が指摘するように、そこでは一定レベル以下の被ばくは「安全」だとして、不安や被害の訴えは一律に否定され、同時に、合理的なリスク管理が必要だという論理によって汚染土壌をすでに線量の高い地域に集中させる動きにもつながるのである。まったく不安の必要がないのであれば福島の汚染土壌の一部を県外に持ち出す方が合理的な場合もあるという考え方は、政治的な力によって抑えられることになる<sup>(12)</sup>。その前提には、県外にはもっと低線量の放射性物質にも不安を訴える人が多いという事実があるが、こちらの不安は当然視される。二重基準が差異と抑圧を生むのである。そこに金銭がかかわることによって問題はさらに複雑になり、リスクや不安の共有がより難しくなる。

言うまでもなく、放射能と原発の不安にかかわる分断は福島原発事故の前から存在し、もんじゅ火災、東海村JCO事故、東電トラブル隠しなど、ことあるごとに批判されながら、むしろ強化されてきた。数々の見直しの機会を得ながら原発を推進してきた体制こそが福島原発事故の主要因だと指摘されたほどである<sup>(13)</sup>。だが、福島原発事故後も見直されたのは原発の安全対策だけで、原子力行政のあり方に市民社会の意見を反映する仕組みなどはないまま再稼働手続きが進んだ。2016年の熊本震災後に鹿児島県知事が行った停止要請に対する九州電力の回答も、科学的評価を住民の不安より上位に置く姿

勢を強調するものだった。

反対する住民などからの不安に対して正面から向き合わないまま強硬に原発を推進する体制が事故につながったのだとすれば、事故の再発防止のために求められるのは不安を安心に変えることではなく、様々なレベルの不安を持つ人たちが一定の共通理解のもとで話し合えるような決定の仕組み作りの方にあるだろう。何が正しいかは結果のみによって決まるものではなく、判断に至る過程によっても左右されるはずである。こうした認識において不安の分断への指摘は正義を問うことにもつながる。

#### 4-3 リスクと不安をめぐる環境正義

環境正義を実態的、配分的、手続き的の三つの指標軸に分けて世界7ヶ国の比較分析を行ったBell(2014)は、1980年代のアメリカにおける環境正義運動の展開において決定の過程が重要であったことを指摘する。居住者の人種によって有害物施設の立地点が選ばれたことが環境正義運動の出発点になり(ibid: 66)、1980年代以来、きちんとした情報を得て決定過程に参加できることが環境正義運動の基本的な主張となってきた(ibid: 70)。

参加の手続きが正義の問題になる理由の一つは、利害の合理性との違いにある。決定の場は、全参加者が利益を得るのに最も合理的な結果を導き出すためのものではない。危険施設の立地における経済的補償の効果についてアメリカでの事例研究を整理したKunreuther & Easterling (1996)は、放射性廃棄物など危険性の高い施設の場合には直接的な金銭的利益の供与が逆効果になる可能性もあるという結果を示している<sup>(14)</sup>。見返り的な利益供与の申し出は、手続きの不適切さを疑わせたり、利益共有ではなく賄賂だと見られたりすることがあるというのである(ibid: 602)。

経済的補償を抜きに高いリスクをとまなう施設の立地について話し合うとすれば、立地点の決定に先立って、その施設のリスクと不安を最小にする方法を確認し、次にどのように立地点の選定方法を決めるかを問うための合意の場が必要である<sup>(15)</sup>。環境人種差別を指摘されてきたアメリカで生まれた環境正義運動は、そこまでさかのぼる手続きの変革を求めているのだと考えられる。

寺田良一が示唆するように、日本などのアジア諸国にもこれに似た手続き上の問題への批判が存在した<sup>(16)</sup>。たとえば、水俣病問題では差別が被害を引き起こしたと指摘され、1990年前後に有害廃棄物の地方移転が社会問題化した時にも過疎地差別との関係が問われている。それらの影響もあって、1999年には日本でも「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布され、住民の「知る権利」は広がっている。だが、それらは一時的あるいは一部の動きにとどまることが多く、環境規制は行政や専門家の手に委ねられているのが現状である。とくに原発に関してはその傾向が強い。1996年には新潟県で巻原発の立地をめぐる住民投票が行われるなど、決定への住民直接参加への動きは少なくないが、それらはいずれも単発的なものにとどまり、原発をめぐる決定過程への住民参加は一般化されていない。

電力会社などの意思もその大きな理由であるが、原発立地が地方でのみ争点になるため全国的な議論が形成されにくいことも、その一因になっている。チェルノブイリや福島など大きな事故の後には大都市でも原発への不安の声が高まるが、それは持続せず、結局、原発や放射能への不安をめぐる地域差・個人差は分断されたまま残る。不安をめぐるこの分断が、原発立地にかかわる決定のプロセスによるものだとすれ

ば、それは環境正義にかかわる問題でもある。

## 5 むすび—不安をめぐる時間と空間

原発事故から5年半を経た今日でも、福島県では少し大きな地震を感じるたびに福島第一原発の状況を確認し、いつでも避難できるようにガソリンはこまめに給油しているという人が少なくない。地元紙には県内各地の放射線量が掲載され、復興状況などを含めれば原発関連の記事が載らない日はほとんどない。それは、2011年の東京の状況に似たものがある。事故からしばらくは、東京でも福島原発事故は自分にかかわりのあることとして気にする人が多かったが、徐々にそれを忘れる時間が長くなっていった。先述した東海村住民の葛西文子氏が「時間に流されるように、私も現状に慣れていった」と書くように、それはある意味で自然な流れである。

だが、福島原発周辺でもJCO事故後の東海村と同じように事故や放射能の存在を忘れられるかといえば、それにはあまりに長い時間が必要だろう。2015年末に川内村で「山のめぐみ(山菜・きのこなど)の震災後の利用変化アンケート調査」を行った松浦俊也・杉村乾は、山菜・キノコの採取者が震災前後で7割弱から2割弱に減少したことなどとともに、「震災前には山菜・キノコ採りをする理由は、多い方から①食材利用、②山に入る気持ちよさ、③人にあげて喜ばれる」の順だったが、震災後には「山に行かない理由が、①食材として不安、②山に入る不安、③喜ばれない」の順となり、「山に行く理由が行かない理由に反転」してしまったことを報告している<sup>(17)</sup>。原発事故は、自然や人間との関係における考え方にも影響を与えているのである。

その中で、新しい環境に慣れるためには、意識的・無意識的に選択をせざるを得ない。例えば、それでも気にせずにキノコを食べ続ける、

山に入るのを控える、等々である。この選択に慣れにくい理由の一つは、その判断が他者との関係に左右されるからである。人に喜ばれないからキノコ採りを止めていた人は、周囲の人が食べるようになればキノコ採りを再開したいと思うかもしれない。山のキノコを食べなくなっている人は、周囲の人が食べるようになれば自分も食べた方がいいというプレッシャーを感じるかもしれない。そこには、本稿の冒頭で触れた船橋晴俊の指摘に共通する相互規定性がある。

この規定性は、たとえば福島の産物への評判(売値)などのように外の社会の動向からも影響を受ける。だが、それは「福島の」問題であるかのように、地域の人たちの選択だけが問われ、福島の人たちの声が全国的に原発を考え直すプロセスなどに反映されることはほとんどない<sup>(18)</sup>。この現状の中で、原発や放射能をめぐる不安やリスクについて、共通理解のプロセスをどのように作れるか、福島の地域再生のためにも、また、今後似た問題を起こさないためにも、検討されてよいのではないだろうか。

#### 【注】

- (1) ヨウ素131の半減期は8日で、2011年3月に放射線量が急上昇した多くの地点で1ヶ月くらいの間に線量が大きく下がった。残る放射性物質の中心的存在であるセシウムは、セシウム134が2.1年、セシウム137が30.2年と半減期が異なる。
- (2) 調査は、日本学術振興会科学研究費(課題番号24530665、15H02872)等の研究助成を得て、尾崎寛直(東京経済大学)、片岡直樹(東京経済大学)、土井妙子(金沢大学)、堀畑まなみ(桜美林大学)、除本理史(大阪市立大学)、藤原遥(一橋大学大学院)、根本志保子(日本大学)などの先生方とともにやっている。また、本稿で言及する東海村や広島・長崎での調査については三井物産環境基金(2013~2015年度)の助成をいただいた。
- (3) 福島県「ふくしま復興ステーション・県外への避難者数の状況」(2016.9.19確認)。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/180604.pdf>  
なお、民間アパートなどへの入居者などについての避難者数の把握が自治体によって異なり、実際には福島県の発表より多いともいう(日野2016:45-53)。
- (4) 福島県「ふくしま復興ステーション・広野町の状況」2016.9.23確認。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/26-5.html>
- (5) 福島県「ふくしま復興ステーション・川内村の状況」2016.9.23確認。なお、町内在住者とは、「郵便物の送付先を自宅住所にした方を帰還者とした人口」で、帰還率は1,781/2,573人(64.7%)と計算されている。2011年3月11日の登録人口は3,038人、この間に約1割にあたる300人ほどの方が亡くなった。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/26-8.html>
- (6) 東京中央卸売市場「統計情報月報」産地別取扱実績検索結果「もも」2016.9.23確認。  
<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp/smnu3.aspx?gyoshucd=1&smode=20>
- (7) 東京電力ホールディングス「住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償に関するご案内について」参照(2016.9.24確認)。  
[http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235997\\_5851.html](http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235997_5851.html)
- (8) 2012~2013年の冬に水戸市と川崎市でアンケート調査を実施した原口弥生は、原発事故への危険意識は、より福島原発に近い水戸では地域共通であり、川崎では既婚・未婚で差が見られると指摘する(原口2014:17)。
- (9) この調査結果を踏まえて清水は、栃木県内の多くの地点における被ばく線量を考慮すると、発がんリスクは喫煙、肥満、野菜不足等によるリスクよりはるかに小さいから健康調査は不要という栃木県の方針を批判する。健康影響の可能性は低くても不安は消えないのだから、健康調査を継続してほしいという声があるというのである(清水2016:812)
- (10) 高橋博子は、放射線の危険を否定する宣伝がアメリカ国内でも存在し(高橋2012

[2008]:18)、1954年のビキニ環礁での核実験後も続いたことを論じている。たとえば、第五福竜丸の久保山無線長の死亡についてアメリカ政府は当時も現在も「輸血による肝炎」によるものとして、放射能に起因することを否定しているという(同上:179)。

- (11) この世界大会では「原子力の平和利用」分科会も開かれている。また、大会に先立つ座談会では、「ビキニの患者たちには何百万という見舞金が渡されたのに同じ立場にある長崎や広島にはビター文の見舞金もでていない。戦争中であったとはいえ非戦闘員であったことに変わりないではないか」という発言がある(長崎日日新聞 1956.8.9)。原子病の烙印を恐れ、入院すれば家族が生活できなくなる、と健康管理を二の次にしがちな被害者の状況も語られる。

- (12) 政治的な力の差によって、被害を否定する一方的な論理が押し付けられる状況は、原爆症に関してもくり返された。たとえばABCCは、1940年代から胎内被爆による原爆後遺症について把握していながら、「被爆母体が爆心地から1キロ以遠の場合は非被爆地の出生児とほとんど変わらない」「今のところ有意差はない」などと、否定的な見解を示していた(山代 1965:59)。1965年にはじめて、胎内被爆による障害(小頭症)について発表するのだが、放置されていた理由については次のように説明された。

「原爆放射能の後影響が新聞紙上に強調されるたびに、近親者の家族や一般の被爆者に大きな破綻をもたらすことを経験した。小頭児の問題についても、これはすでに起こったことであり、これから新たに発現するとか、いま発現しているということではないのだから、今さらこの問題を取り上げて被爆者に無用な心理的負担をかけるに忍びない。」(同上:63-64)

- (13) 国会事故調査委員会の報告書で黒川清委員長は、「日本文化」の問題と書く。英語版の序文では「日本製made in Japan」の災害などと表現され、市民社会からの注意深い審査を免れた原発推進が止めることのできない力を持っていたことが根本的な問題とされた。国会図書館のアーカイブを参照(2016.9.30確認)。

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naaic.go.jp/en/report/>

- (14) 同論文によると、一般の廃棄物施設などにおいては補償的利益が効果を持ちやすく、道路の改善や雇用増など施設立地に付随する経済的利益についてはプラスに評価される傾向が高いという。

- (15) カナダにおける高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる「熟議」の過程を追ったジョンソン(2011[2008])の論考は、その好例だろう。

- (16) 寺田良一「環境正義／公正論の拡張をめざして」第53回環境社会学会大会(2016.6.12)。

- (17) 松浦俊也(森林総合研究所)、杉村乾(長崎大学)による調査。ここでの記述は、「川内村のみなさまへ」として村内で2016年6月に配布された概要報告から引用した。

- (18) この点は放射能をめぐるリスクコミュニケーションのあり方にもかかわる。現行のリスクコミュニケーションでは、住民が意見や問いを投げかける対象が見えず、まるでコートの手のみで勝手にボールが飛んでくるテニスのようにでもある。

#### 【引用文献】

アンダース, ギュンター 2016 [2003] 青木隆嘉 訳『核の脅威』法政大学出版社

Bell, Karen, 2014, *Achieving Environmental Justice*, Policy Press.

藤川賢 2016「くり返される地域放射能汚染とその教訓—戦後日本の経験から」『環境と公害』46:2:22-28.

藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ [近刊]『公害・環境汚染問題の放置構造と解決過程』東信堂

船橋晴俊 2013「震災問題対処のために必要な政策課題設定と日本社会における制御能力の欠如」『社会学評論』64:3:342-365.

濱谷正晴 2005『原爆体験』岩波書店

原口弥生 2014「福島第一原発事故後のリスク回避行動と日常生活の変化」寺田良一研究代表『「東日本大震災・原発事故以後の生活と環境意識」についての調査」報告書』科研費研究成果報告書(課題番号23330168):13-39.

日野行介 2016『原発棄民』毎日新聞出版

ジョンソン, ジュヌヴィエール・フジ 2011 [2008] 船橋晴俊・西谷内博美監訳『核廃棄物と熟議 民主主義』新泉社

葛西文子 2003『あの日に戻れたら』那珂書房

Kunreuther, Howard & Doug Easterling,

福島原発事故にかかわる不安の継続

- 1996, The Role of Compensation in Siting Hazardous Facilities, *Journal of Policy Analysis and Management*, 15-4:601-622.
- 伊藤直子・田部知江子・中川重徳 2006 『被爆者はなぜ原爆症認定を求めているのか』岩波ブックレット
- 森松明希子 2013 『母子避難、心の軌跡』かもがわ出版
- 長崎市原爆被爆対策部 1996 『長崎原爆被爆50年史』同部
- 中川保雄 2011 『増補 放射線被曝の歴史——アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』明石書店
- 直野章子 2015 『原爆体験と戦後日本』岩波書店
- 佐藤嘉幸・田口卓臣 2016 『脱原発の哲学』人文書院
- 齊藤充弘 2002 「住民の意識と組織(4)住民意識にみる東海村臨界事故の影響と原子力災害対策の課題について」茨城大学地域総合研究所『東海村臨界事故と地域社会』143-150.
- 清水奈名子 2016 「甲状腺検査を求める福島県外の被災者たち」『科学』86-8:810-813.
- 成元哲編著 2015 『終わらない被災の時間－原発事故が福島県中通りの親子に与える影響』石風社
- 高橋博子 2012 [2008] 『増補新訂版 封印されたヒロシマ・ナガサキ』凱風社
- 山代巴編 1965 『この世界の片隅で』岩波新書
- 除本理史・渡辺淑彦編 2015 『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』ミネルヴァ書房